

日本臨牀 83 卷 増刊号 10 (2025 年 10 月 31 日発行) 別刷

# 老年医学 (第 2 版) 下

—基礎研究から実地診療まで—

XI. 高齢者の在宅医療

薬剤師の視点

宮原富士子

## XI. 高齢者の在宅医療

## 在宅医療と多職種連携

## 薬剤師の視点

From the viewpoint of a pharmacist

宮原富士子<sup>1,2</sup>**Key words** : かかりつけ医, 地域連携薬局, 医薬品適正使用, 疑義照会

## はじめに

本稿のテーマは、時代の要請と考える。薬剤師が在宅医療の現場で持つ課題が山積している中で、その背景と課題解決のための考え方を記したい。四半世紀近く、保険薬局という現場で、薬剤師として定点で在宅医療を実践してきた視点で課題を述べることとする。この25年の地域医療（特に都市型）の変化は目覚ましいものであった。介護保険サービスが始まり、さまざまな介護職の人たちが地域に根を下ろした活動を始め、住民に介護保険サービスを提供し、近隣の診療所医師たちとともに、2025年を目指して、顔の見える関係を踏まえた在宅医療（往診からの定期訪問）を含む地域包括ケアシステムを目指した。その後、訪問看護ステーションが立ち上がり地域医療を形成していき、2025年を目前とした2020年前後に降りかかったのがコロナ災禍である。この間に急速にIT化、Dxという機能が加わり、在宅医療の裾野が広がった。オンライン診療も加わり、在宅訪問診療所、訪問看護ステーションの乱立と、介護職の激減が起きた。在宅医療は、終末期医療中心の医療から前倒し的な介入医療が進み、通

院文化が定着していた高齢者の環境が大きく変わっていった。定点にいて長年同じ患者・家族を見続けている「かかりつけ薬剤師」の役割は大きいものになるはずであったが、それが十分に生かされていない現状がある。

本稿を読んでいただき、地元の薬剤師との関係性や協働について考える機会にさせていただければと思う。

**1. 薬剤師は、薬を調剤し届けるだけでなく、薬物治療における患者の安全を守る役割**

在宅医療における薬剤師の課題の一つに、介護支援専門員が作るケアプランの中に薬剤師の存在が必須になっていないことが挙げられる。長年その患者とペアで疾病重症化やプライマリケアに同走してきた「かかりつけ薬剤師」が、すんなりと在宅医療のメンバーに入れられないという苦境が存在しているのである。その時によく患者（利用者）に対して使われるフレーズが、「薬剤師さんはどうしますか。来ていただくと500円かかります」、このフレーズは患者（利用者）本人ではなく主に家族（キーパーソンとされる人）に対して使われる。それに対するの回

Fujiko Miyahara: <sup>1</sup>NPO HAP NPO 法人 Healthy Aging Projects For Women (HAP) <sup>2</sup>Kei Pharmacy ケイ薬局

答は患者からではなく、患者家族から「自分がとりにいきますので大丈夫です」。他の協働メンバーもそれに対して異議を発言される方はほとんどいないままプランが進んでゆく。そのことで、患者は当事者として今まで長年自分の薬と病気について一緒に向かい合っていた薬剤師と会うことが無くなり、かかりつけ薬剤師も、患者の様子も分からずに薬を家族に渡すようになる。薬物治療の安全性の担保が難しくなるのである。責務が果たせていない不安の中で、調剤をして薬を家族に渡し、ケアプランに入っていないことで、訪問看護師との対話も十分にできることなく、薬物治療を継続することになる。薬剤師の最大の責務は、医薬品の適正使用と完全な安全確保である。そのことを踏まえて「薬が飲めていない」「通院ができなくなってきた」という時には、まずは「かかりつけ医師」と「かかりつけ薬剤師」が連携し、その状況をどちらかが訪問する形で確認することが重要だと考えたい。急な症状の変化が予測される在宅医療においては、その後の「かかりつけ薬剤師」と「訪問看護師」の協働が何よりも患者の自分らしさを確保した生活と薬物治療の安全性の担保となるだろう。

## 2. 在宅医療における薬剤師の役割（地域においてその患者と家族と長い付き合いがあること大前提）

薬剤師が在宅医療に関わることに、まず他職種の方々に知ってほしいことがある。かかりつけ薬剤師の存在である。われわれ、長年薬物治療に関わる薬剤師として、患者と在宅医療が始まるずっと以前からの長い付き合いがあること、それが薬物治療や居宅療養を受けながら意思決定をしてゆく支援の際にとっても役立つことをぜひ知ってほしいと思っている（図1）。高齢者の在宅医療（居宅療養：以下、居宅療養は省略）では、薬剤師は「薬を渡す人」ではなく、薬物療法を支え薬物治療の安全を確保する専門職として関わっている。もともと「かかりつけ薬剤師」として患者から同意を得ている患者では、在宅医療を導入すべきかどうかにつ

いても相談にのるところから、元をたどれば、例えば「がん」の治療においては、健診を受けることの推奨や、診断を受けたときの治療の選択の相談から始まっている関係性が存在している。

### 1) 大前提にある「かかりつけ薬剤師」の制度

「患者が特定の薬剤師を指名して、継続的に薬の管理や健康相談を任せられる制度」すなわち指名した薬剤師もしくは（その不在時にも連携する予備薬剤師）が専属に近い形で薬の情報を一元的に管理する制度である。外来での処方箋調剤・服薬指導の時から優れた制度だが、まだまだ国民の理解が乏しく、十分に活用されていない実態がある。年齢にかかわらず、薬の治療をする際に最も安全を確保できる制度ともいえる。基本的には、薬局で「同意書」に署名して、指名した薬剤師が担当になる流れとなる。費用は、通常の調剤報酬に1割負担の方で30円程度、3割負担の方で100円程度の加算になるが、安全を守り、地域の医療資源につながり、患者の訴えをよく聞きたい利用者にも伝えることができる、患者にとっての命綱といえる制度といえよう（他の薬局を使ってはいけないということではなく、情報をその薬局に集約し、その薬剤師に管理してもらえという制度ともいえる）。

[かかりつけ薬剤師の主な3つの機能]

- ① 薬の一元管理（重複・飲み合わせチェック）
  - ・病院が複数ある場合でも、処方薬・市販薬・サプリメントをまとめて把握
  - ・重複投与や相互作用、副作用の早期発見の視点を踏まえた薬物治療管理
- ② 休日・夜間の相談や、在宅医療導入から継続時の薬学的管理（安全性確保）
  - ・閉局時間帯でも急に起きた体調変化などに対する相談対応
  - ・通院困難患者に対して行う在宅訪問
- ③ 医師・医療機関との連携
  - ・処方内容について疑問があれば医師に問い合わせ・提案（疑義照会）
  - ・服薬状況や残薬や患者の訴えなどを医師・訪問看護師等に伝達（服薬情報提供）

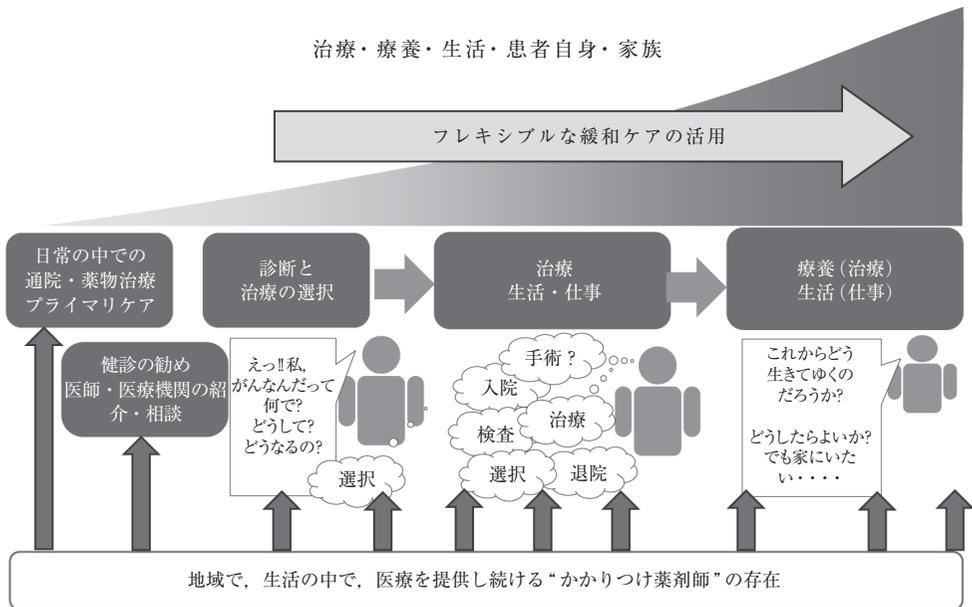


図1 “がんを含むさまざまな病気の治療”と薬剤師

## 2) 在宅医療に視点をいた薬剤師の業務

薬剤師は、処方された医薬品の有効性と安全性を考えて、在宅で服薬上の指導や安全性上の管理を行っている。必要に応じて、飲みやすい形態を提案したり、処方箋内容の疑義照会を行ったり、かかりつけ薬剤師として自宅での服薬支援を行ったり、居宅療養指導として在宅での服薬指導・訪問看護師やヘルパーへの指導を行う(図2)。この際に重要なことは、医師・訪問看護師との十分な情報共有となる。

## 3) 処方箋に基づく調剤、患者個別の服薬指導、医薬品適正使用の確保

医師の処方意図を理解し、処方の疑義の有無を確認し、患者の安全を確保しながら生活環境に合った服薬を支援することが大前提である。「医薬品の適正使用」「疑義照会」「服薬情報提供」が3本柱である。

医薬品の適正使用に関しては、在宅の現場においても、薬剤師は、患者の様子・訴えを的確に捉え、訪問看護師・訪問介護(ヘルパー)からの報告を受け、有効性・安全性ともに適正使用がなされているかを常に確認する業務を担う。ただ薬を届けているのではなく、個別の適

正使用の確認が主な業務になる(図3)。

疑義照会は薬剤師の義務であり、重要な業務である(図4)。

## 4) 「地域連携薬局」の制度

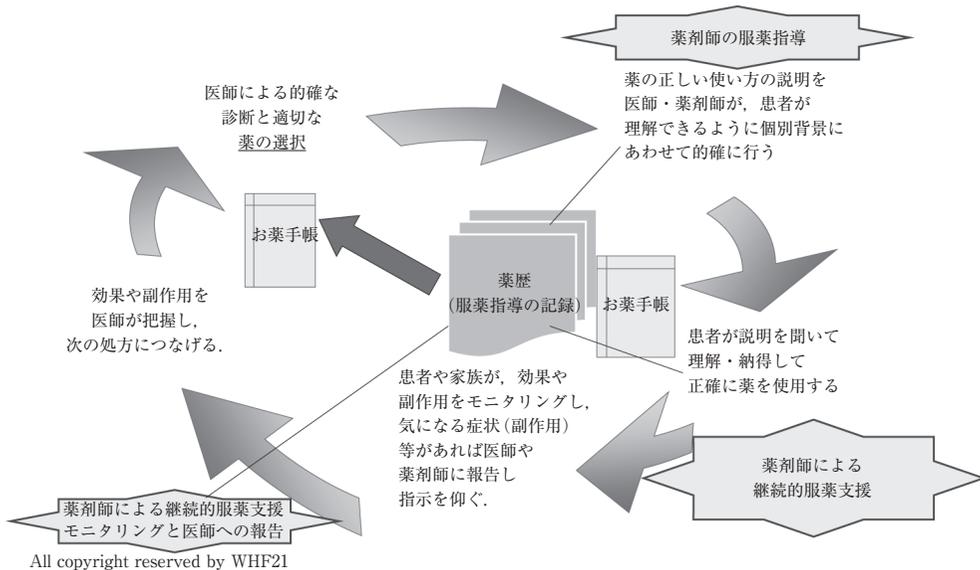
多職種連携と地域の社会資源活用の大前提となる制度として地域連携薬局がある。「地域連携薬局」とは、医療や介護の関係施設と連携しながら患者さんを支える薬局である。外来の受診から医療機関への入院、退院後に自宅や介護施設等で在宅医療を受ける際の訪問対応など、地域の病院、診療所、介護施設等と協力し、安心して切れ目のない薬物治療を提供する体制を組んでおり、実績もある。薬局からの申請に基づき、都道府県が認定する。認定を受けた薬局には、見やすい場所に地域連携薬局であることが掲示されている。

## 5) 医療材料・介護用品の調達も踏まえた薬剤師業務

在宅医療現場では、さまざまな医療・介護用品も必要になり、薬局はその供給源ともなる。在宅では、医師の定期的な診察・指導を受けながら、訪問看護師等医療スタッフ、ご本人、家族の協力のもとさまざまな医療管理が行われ、

<p>処方箋に基づいた調剤 疑義照会・服薬情報提供 &lt;何より安全性確保&gt;</p>	<p>医療用麻薬の調剤 緩和ケアなどに対応した調剤と服薬指導 患者評価に応じた剤型提案・ 医療用麻薬の在庫・保管・管理</p>
<p>患者一人一人に合わせた調剤 一包装/1日セット/カレンダーや箱入れ 色付けや印字などの工夫</p>	<p>高度医療機器 自己血糖測定器、血圧計などを販売・ 適正な使い方の指導</p>
<p>配薬 (配薬の日程にも工夫) お薬カレンダーや薬箱、薬の置く場所・保管方法 を工夫。訪問看護師と連携し、有効性と安全性 評価を行い、患者の生活と治療の質を担保</p>	<p>介護用品・医療材料の提供 排泄や介護に関わる介護用品等・ 医療材料の物販・配送</p>
<p>本人・ご家族への説明や質問への対応 お薬についての説明をご本人や家族に行い 疑問・質問に対応、ヘルパーへのアドバイス</p>	<p>無菌調剤 設備が整った薬局での無菌調剤 自局でしない時の連携と協働 (必須)</p>

**図2 在宅調剤施設基準許可を受けた保険薬局 (NPO 法人 HAP/ケイ 薬局作成)**  
 薬剤師が、処方された医薬品の有効性と安全性を考えて、在宅で服薬上の指導や安全性上の管理を行う。必要に応じて、飲みやすい形態を提案したり、処方箋内容の疑義照会を行ったり、かかりつけ薬剤師としてご自宅での服薬支援を行ったり、居宅療養指導として在宅での服薬指導・訪問看護師やヘルパーへの指導を行う。



**図3 “医薬品の適正使用”と“服薬指導-薬歴-おくり手帳”の役割：医薬品を安全に有用に適正に使用してゆくためのサイクル (WHF21@宮原作成資料)**

病院同様多くの場面で薬剤師が関わっている。

**6) 多職種 (医師・看護師・ケアマネジャー・介護職) との連携**

前述したように、薬剤師は、訪問看護師、や介護支援専門員 (ケアマネジャー) との連携が十分に取れない場合などに、多くのジレンマを抱えている。その一方で、専門職間協働

(IPW) の発想を取り入れることで、患者の生活の質・医療の質を向上することは容易である。常に学びの精神・協働の精神を持つことが求められている (図5)。

**7) 多職種連携と薬剤師介入における最近の大きな課題**

これまで、薬剤師・訪問看護師の協働により

**疑義照会 (薬剤師法第24条)**

薬剤師は、処方せんに疑わしい点があるときは、その処方箋を交付した医師・歯科医師又は獣医師に問い合わせ、その疑わしい点を確かめた後でなければ、これによって調剤をしてはならない。

## ☆ 処方内容そのものの疑義

- ・用法・用量が通常と違う(過量, 過少, 頻回など)/投与日数が不自然(長すぎ/短すぎ)
- ・適応が疑わしい(例: 疾患と合っていない)/禁忌薬の可能性/重複投与(同系統薬, 同成分など)
- ・相互作用リスク(併用禁忌・併用注意)
- ・剤形・規格が合わない(錠数が合わない, 割線なし等)

☆ 患者や家族からの情報や訪問看護師・訪問介護からの情報(安全性の確保)

図4 薬剤師の義務

**在宅療養における専門職間協働**  
(IPW: interprofessional work)  
IPE (Interprofessional Education) (専門職連携教育)

世界保健機関 (WHO) は1988年に

「健康のために協働していくには共に学ぶことが重要である」と報告し、その中で「共に学ぶことにより、医療職者の態度の変化、共通した価値感の確立、チームの編成、問題の解決、ニーズへの対応、実践の変化、専門職の変化が期待される」としています。これを、踏まえて、欧米ではIPW教育を推進しています。

⇒今こそ、地域の介護保険サービス・在宅医療にもとめられているものです

図5 地域での医療介護支援に必要なこと (NPO法人HAP/ケイ薬局作成)

実施できる環境づくりが進んできた。

2018年ごろから訪問看護ステーションの台頭により、その関係性が十分にできていない在宅医療現場が散見されることも多くなり、その背景に、介護支援専門員が十分に薬剤師の役割を認識できていないという課題もある。「薬剤師さんが入ると費用が別にかかるので、薬は患者の家族が取りに行くようになりました」など残念なケースも散見されており、介護保険サービスを担うケアマネジャーのケアプランの作成の中で薬剤師業務が十分理解されていない現状が浮き彫りになっている。

**8) 高齢者特有の薬物治療の安全性の番人としての役割**

高齢者の在宅医療においては、より一層、医薬品の適正使用が求められる。多剤併用(ポリファーマシー)や複数の慢性疾患による薬剤数

の増加、加齢による薬物動態の変化、腎機能・肝機能の低下により副作用・相互作用・服薬アドヒアランス低下のリスクが日常的に考えられる。患者の意思の確認、嚥下の状態確認、服用後の効果や、予期せぬ副作用の発現を個別に確認してゆく必要がある。その上で、疑義照会と服薬情報提供を繰り返し、不要・重複薬の評価や減薬提案を行ってゆくことが求められる。

- (1) 副作用の早期発見, 検査値や症状の確認
- (2) 在宅ならではの服薬管理支援(服薬環境, 認知機能, 視力・嚥下機能, 生活リズム)
- (3) 服薬アドヒアランスの向上

飲み忘れ・飲み間違いの防止のために患者個別にさまざまな工夫を凝らした調剤とセットを行う。

①一包化, 服薬カレンダー, 剤形変更

(粉碎・液剤など)の提案

②分かりやすい説明と声掛けを繰り返す説明スタイル

③家族・介護者，協働医療介護者（訪問看護師や訪問介護）への情報提供と共有

(4)最も重要な役割としての副作用・有害事象の早期発見

在宅では医療者の目が常に届かないため，薬剤師の訪問が貴重な情報源になり得る。ふらつき，眠気，食欲低下，便秘，せん妄など安全性確保の視点からの副作用の早期発見は患者の命を守る上でとても重要である。気付いた変化を医師・看護師へ迅速に報告し処方内容を見直すことで患者の予後にも影響する業務と言える。

### 3. 今後の在宅医療と薬剤師（ケアプランの中に必ず薬剤師の居宅療養を入れること）

在宅医療が介護保険サービスで提供される場

合には必ずそのケアプランの担い手の一人として薬剤師が導入されることが必須となることも目指したいところである。

### おわりに

高齢化の進行により，在宅医療はさらに重要になる。薬剤師の在宅訪問・継続的関与が質の高い安全な医療につながる。高齢者の在宅医療において薬剤師は，「薬の安全」「その人らしい生活の確保」を支える専門職である。安全でその人らしい療養生活を支えるために，薬学的視点とともに地域の物資供給元としての役割を果たす。

### ■ 文 献

- 1) 厚生労働省：「患者のための薬局ビジョン」策定（報道発表）。[<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000102179.html>]
- 2) 厚生労働省保険局医療課：令和6年度診療報酬改定の概要【調剤】，令和6年3月5日版。
- 3) 厚生労働省：保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）